



労農記者クラブ提供

平成23年8月3日
大阪労働局発表

大阪労働局労働基準部賃金課

電話 06-6949-6502

大阪府最低賃金を7円引き上げ 時間額786円に

大阪府最低賃金審議会は、本日(8月3日)、大阪労働局長に対し、大阪府最低賃金を本年9月30日から7円引き上げて、時間額786円に改正決定することが適当であるとの答申を行った。

- 1 大阪府最低賃金審議会(会長 玉井金五 大阪市立大学大学院教授)は、本年7月5日に、大阪労働局長(西岸正人)から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」の改正についての諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月3日、時間額を現行の779円から7円引き上げ(引上率0.90%)、786円に改正決定することが適当であるとの答申を行った(別添答申文)。
- 2 同審議会においては、答申に当たって、「中央最低賃金審議会の平成23年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」、賃金実態調査結果等を基に、現下の経済・企業・雇用動向等を踏まえ、十分審議を尽くされた結果、大阪府最低賃金について、生活保護費との乖離額(最新データで算定した額:7円)を今年度で解消することとし、7円引き上げることが適当であるとの結論に至ったものである。
- 3 大阪労働局としては、この答申の内容について本日付けで公示を行い、本年8月18日までに関係労働者及び関係使用者から異議の申出がない場合は、答申どおり、改正決定を行う予定である(官報に公示)。

(参考)

1	答申のあった時間額	786円
2	現行の時間額	779円
3	引上げ額	7円
4	引上げ率	0.90%
5	賃金の引上げが必要な労働者数	約72,000人
6	地域別最低賃金額の推移(別紙)	
7	最低賃金決定の仕組み(別紙)	

平成23年8月3日

大阪労働局長
西岸正人 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 玉井 金五

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成23年7月5日付け大労発基第996号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局公示1号）の一部を下記のとおりとする結論に達したので、ここに答申する。

また、答申に当たっては別紙のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより平成21年9月30日改正発効された大阪府最低賃金（時間額762円）と平成21年度の生活保護費とを比較したところ24円下回り、かつ、平成22年度の大阪府最低賃金の改正（時間額779円）による引上額17円を加えても7円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

記

大阪府最低賃金を次のとおり改正決定する。

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間786円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

大阪府最低賃金と生活保護費との比較について

1 大阪府最低賃金(発効日)

- (1)平成21年度最低賃金額 時間額762円(発効日 平成21年9月30日)
(2)平成22年度最低賃金額 時間額779円(発効日 平成22年10月15日)

2 生活保護水準

(1)比較対象者

12 ～ 19歳・単身世帯者

(2)対象年度

平成21年度

(3)生活保護水準(平成21年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の大阪府内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(117,022円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

平成21年9月30日に改正発効した大阪府最低賃金の1箇月換算額(註1)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると大阪府最低賃金が下回り、その乖離額は時間額(註2)に換算すると24円であった。これに平成22年10月15日改正発効による引上額17円を減ずると残る乖離額は7円となる。

このため、最低賃金法第9条第3項の規定に基づき生活保護に係る施策との整合性を図るため、今年度解消することを目指して7円の引上げとすることが適当である。

(註1) 最低賃金1箇月換算額

$$762 \text{円 (大阪府最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.857 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 113,497 \text{円}$$

※ 平成23年7月27日付け中央最低賃金審議会の「平成23年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」別添グラフに示された比率。

(註2) 時間額換算差額算出法

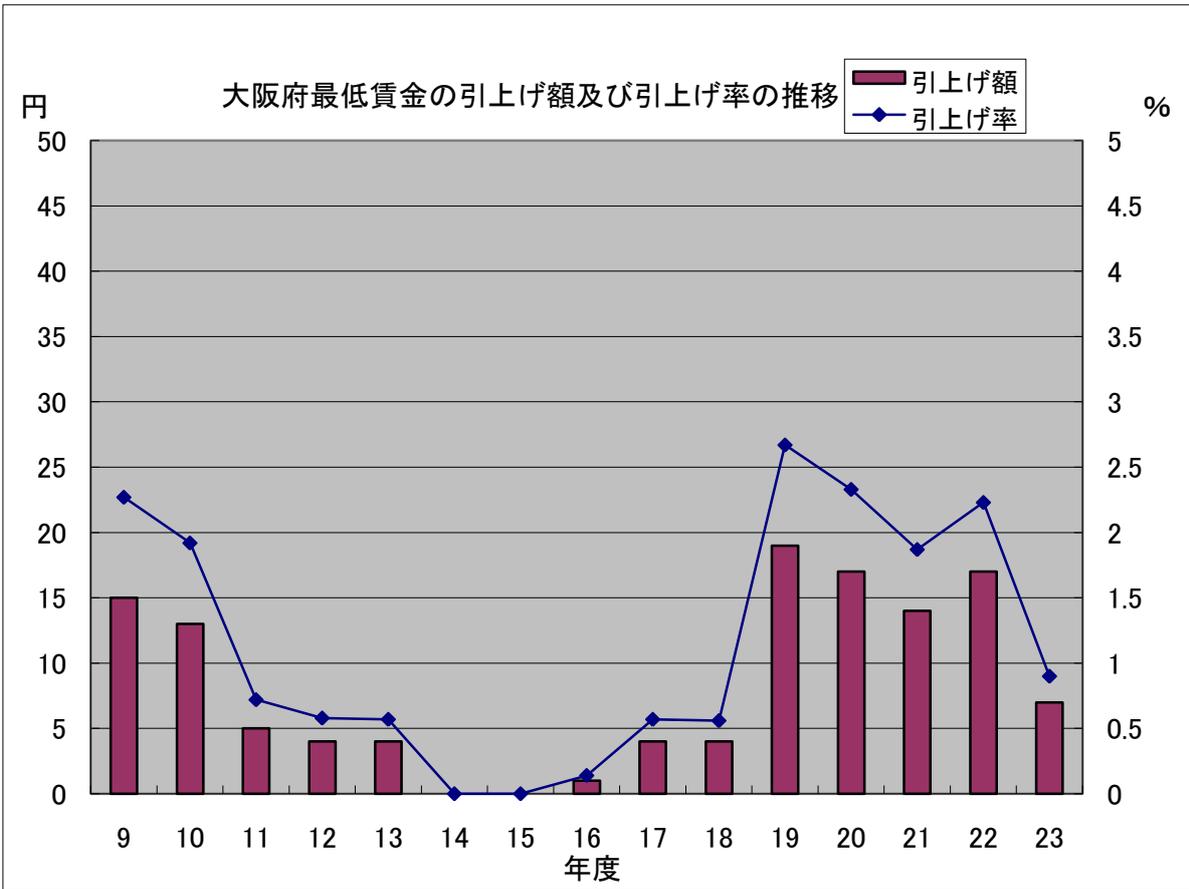
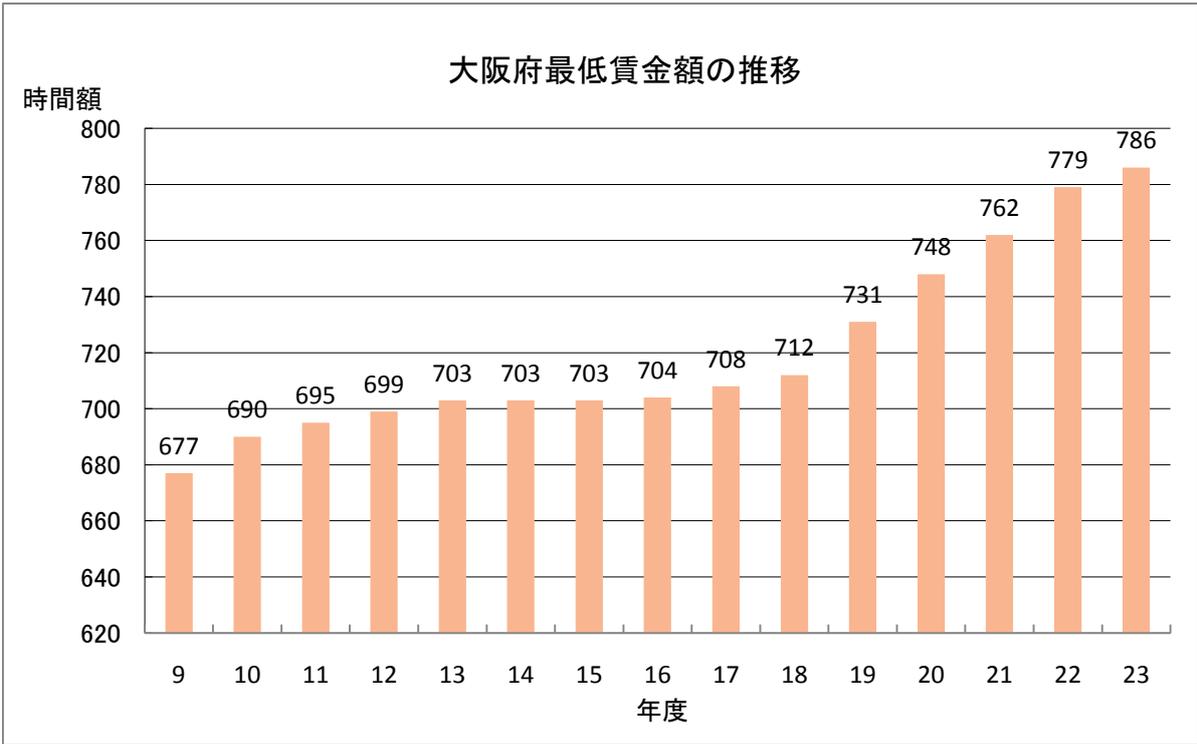
$$\text{(上記2の(3)に掲げる金額} - \text{上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額)} \div 173.8 \div 0.857$$

※ 1円未満は切り上げ。

地域別最低賃金額の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
時間額	677円	690円	695円	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円
引上げ額 (時間額)	15円	13円	5円	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円
引上げ率	2.27%	1.92%	0.72%	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
時間額	731円	748円	762円	779円	786円
引上げ額 (時間額)	19円	17円	14円	17円	7円
引上げ率	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%



地域別最低賃金決定の仕組み

